

令和 6 年度

食品廃棄物等の発生抑制及び

再生利用の促進の取組に係る実態調査¹

報告書

令和 7 年 3 月

¹「令和 6 年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」（環境省請負調査）の一部において実施されたもの。

市区町村における食品循環資源の再生利用等の取組に係る実態調査及び取組拡大へのとりまとめ

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の公表（令和元年 7 月）や、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行（令和元年 10 月）を受けて、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に係る地方公共団体の役割は大きくなっている。

食品リサイクル法の新たな基本方針の中では、食品廃棄物の再生利用等の促進に向けて、市区町村においては、多量排出事業者への減量化指導の徹底、優良な登録再生利用事業者を認定する取組の活用、更には事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進といった役割が求められている。食品ロスの削減の推進に関する法律では、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされており、本法律で定められた基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされている。

これらを踏まえ、市区町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの発生量を含めた食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び再生利用並びに熱回収及び減量）の実施状況に関する実態調査を行った。実態調査の結果を踏まえ、家庭から排出される食品廃棄物及び食品ロスの発生量の全国推計を行った。

1. 調査対象

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組の実施状況等を把握するため、全市区町村に対してアンケート調査を実施した。

2. 調査項目

アンケート調査は、以下の項目について調査を行った。

図表 1 市区町村アンケートの調査項目

調査項目	
食品廃棄物・食品ロスの発生状況（令和 5 年度の状況を調査）	➤ 食品廃棄物の収集方法 ➤ 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無 ➤ 家庭から排出された食品廃棄物の総量とその計算方法 ➤ 組成調査の実施方法 ➤ 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無 ➤ 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施方法及び結果 ➤ 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無 ➤ 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法

3. 調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、2024 年 10 月 18 日から 2024 年 11 月 29 日とし、市区町村からの回答を都道府県で回収・集計した後、環境省を通じてメールにて調査票の回収を行った。

4. 回収結果

総回答数は 1,712 件で、回収率は 98.3%であった。各都道府県における回収結果を下表に示す。

図表 2 回収結果（都道府県別）

都道府県		市区町村数	回答数	無回答数	回収率
北海道地方	北海道	179	151	28	84.4%
東北地方	青森県	40	40	0	100.0%
	岩手県	33	33	0	100.0%
	宮城県	35	35	0	100.0%
	秋田県	25	25	0	100.0%
	山形県	35	35	0	100.0%
	福島県	59	59	0	100.0%
関東地方	茨城県	44	44	0	100.0%
	栃木県	25	25	0	100.0%
	群馬県	35	35	0	100.0%
	埼玉県	63	63	0	100.0%
	千葉県	54	54	0	100.0%
	東京都	62	62	0	100.0%
	神奈川県	33	33	0	100.0%
中部地方	新潟県	30	30	0	100.0%
	富山県	15	15	0	100.0%
	石川県	19	19	0	100.0%
	福井県	17	17	0	100.0%
	山梨県	27	27	0	100.0%
	長野県	77	77	0	100.0%
	岐阜県	42	42	0	100.0%
	静岡県	35	35	0	100.0%
	愛知県	54	54	0	100.0%
	三重県	29	29	0	100.0%
近畿地方	滋賀県	19	19	0	100.0%
	京都府	26	26	0	100.0%
	大阪府	43	43	0	100.0%
	兵庫県	41	41	0	100.0%
	奈良県	39	39	0	100.0%
	和歌山県	30	30	0	100.0%
	鳥取県	19	19	0	100.0%
中国地方	島根県	19	19	0	100.0%
	岡山県	27	27	0	100.0%
	広島県	23	23	0	100.0%
	山口県	19	19	0	100.0%
	徳島県	24	24	0	100.0%
四国地方	香川県	17	17	0	100.0%
	愛媛県	20	20	0	100.0%
	高知県	34	34	0	100.0%
	福岡県	60	60	0	100.0%
九州・沖縄地方	佐賀県	20	20	0	100.0%
	長崎県	21	21	0	100.0%
	熊本県	45	44	1	97.8%
	大分県	18	18	0	100.0%
	宮崎県	26	26	0	100.0%
	鹿児島県	43	43	0	100.0%
	沖縄県	41	41	0	100.0%
全体		1,741	1,712	29	98.3%

5. 集計結果

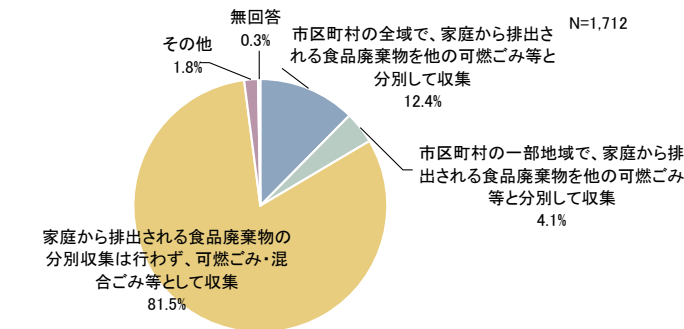
回収した調査票の全てが有効回答であり、1,712 件を対象として集計を行った。各調査項目については、令和 5 年度の状況を伺った。調査項目ごとの集計結果は以下のとおりである。

(1) 食品廃棄物の収集方法

令和 5 年度の家庭から排出される食品廃棄物の収集方法について伺ったところ、「1. 市区町村の全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集」は 212 件 (12.4%)、「2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集」は 70 件 (4.1%) であり、分別収集を行っている市区町村は全体の 16.5%であった（一部地域・世帯での実施を含む）。

昨年度調査（調査対象年度：令和 4 年度）では、全域で実施が 217 件（12.7%）、一部地域でのみ実施が 78 件（4.6%）であり、分別収集を実施する市区町村数の合計は 295 件から 282 件へと減少している（昨年度調査の集計対象は、1,710 市区町村）。

図表 3 食品廃棄物の収集方法（令和 5 年度）



図表 4 食品廃棄物の収集方法（令和 5 年度）

	件数	割合
1. 市区町村の全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集	212	12.4%
2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集	70	4.1%
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集	1,395	81.5%
4. その他	30	1.8%
無回答	5	0.3%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

人口規模別にみると、分別収集を行っている市区町村は人口規模の小さな自治体に多く、人口5万人未満の自治体の約19%が全域又は一部地域で食品廃棄物の分別収集を行っていた。

「その他」の内容は、「一部の調理くず、貝殻、廃食用油のみ分別収集している」「拠点回収として食品残渣の回収を行っている」「生ごみ処理機で乾燥処理した物のみ可燃ごみとして収集」「各家庭において、コンポストや電動生ごみ処理機等を用いて堆肥化している」「生ごみを堆肥化する事業を行っており、自発的に参加している世帯の食品廃棄物を収集している」等であった。

図表 5 人口規模別、食品廃棄物の収集方法

	1) 50万人以上	2) 10万人以上	3) 5万人以上	4) 5万人未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 市区町村の全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集。	0 (0)	12 (5)	16 (7)	184 (15)	212
2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集。	0 (0)	8 (3)	13 (5)	49 (4)	70
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集。	35 (100)	222 (90)	207 (86)	931 (78)	1,395
4. その他	0 (0)	4 (2)	4 (2)	22 (2)	30
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	5

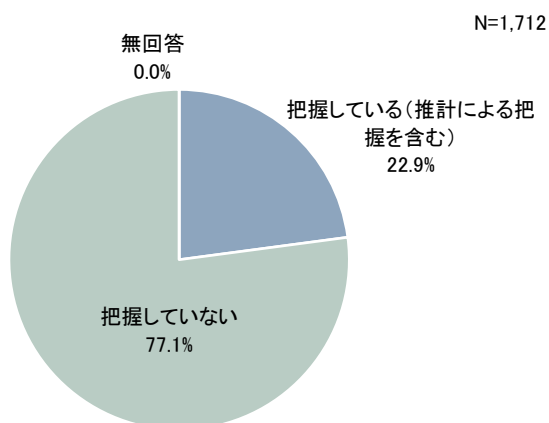
(注) () 内は人口規模別に集計した場合の割合を示す。

(注) 四捨五入の関係で、4)5万人未満の割合の合計が100%と一致しない。

(2) 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無

家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無については、「1. 把握している（推計による把握を含む）」が392件（22.9%）であった。把握又は推計をしている割合（回答1）を人口規模別にみると、50万人以上で80%、10万人以上で39%、5万人以上で27%、5万人未満の市区町村では17%であった。

図表 6 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無



図表 7 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無

	件数	割合
1. 把握している（推計による把握を含む）	392	22.9%
2. 把握していない	1,320	77.1%
無回答	0	0.0%
合計	1,712	100.0%

図表 8 人口規模別、家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無

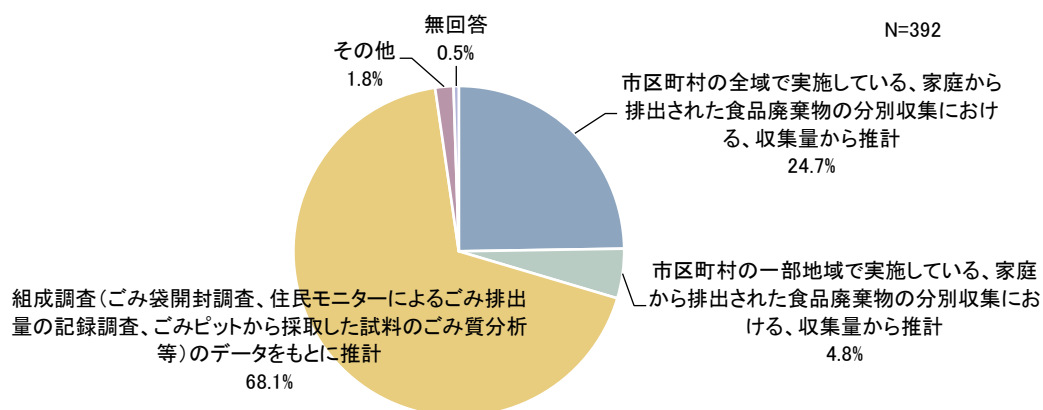
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 把握している （推計による把握を含む）	28 (80)	97 (39)	66 (27)	201 (17)	392
2. 把握していない	7 (20)	149 (61)	175 (73)	989 (83)	1,320
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

(3) 家庭から排出された食品廃棄物の総量とその計算方法

(2)で家庭から排出された食品廃棄物の総量を把握又は推計していると回答した市区町村（(2)の回答 1、n=392）を対象に、食品廃棄物の総量の計算方法について伺った。

食品廃棄物の総量の計算方法としては、「3. 組成調査（ごみ袋開封調査、住民モニターによるごみ排出量の記録調査、ごみピットから採取した試料のごみ質分析等）のデータをもとに推計」が 267 件（68.1%）と最も多く、次いで「1. 市区町村の全域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計」が 97 件（24.7%）であった。

図表 9 家庭から排出された食品廃棄物の総量の計算方法



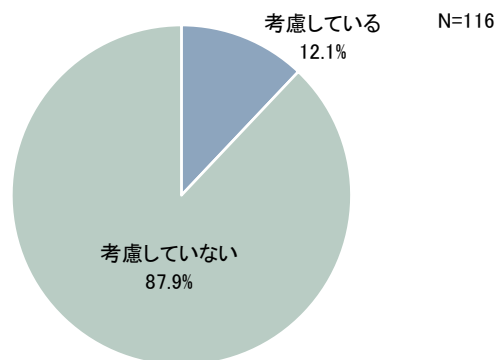
図表 10 家庭から排出された食品廃棄物の総量の計算方法

	件数	割合
1. 市区町村の全域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計	97	24.7%
2. 市区町村の一部地域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計	19	4.8%
3. 組成調査（ごみ袋開封調査、住民モニターによるごみ排出量の記録調査、ごみピットから採取した試料のごみ質分析等）のデータをもとに推計	267	68.1%
4. その他	7	1.8%
無回答	2	0.5%
合計	392	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

全域または一部地域で実施している分別収集の結果に基づいて推計を行っているとは回答した市区町村（回答 1 及び 2、n=116）に対し、可燃ごみ等への生ごみの混入量を総量の計算に考慮しているか伺ったところ、「2. 考慮していない」が、102 件（87.9%）であり、「1. 考慮している」と回答したのは、14 件（12.1%）であった。可燃ごみ等への生ごみの混入量を「2. 考慮していない」場合には、可燃ごみ等への生ごみの混入量が多い場合において、一部過小評価となっている可能性があると考えられる。

図表 11 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮



図表 12 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮

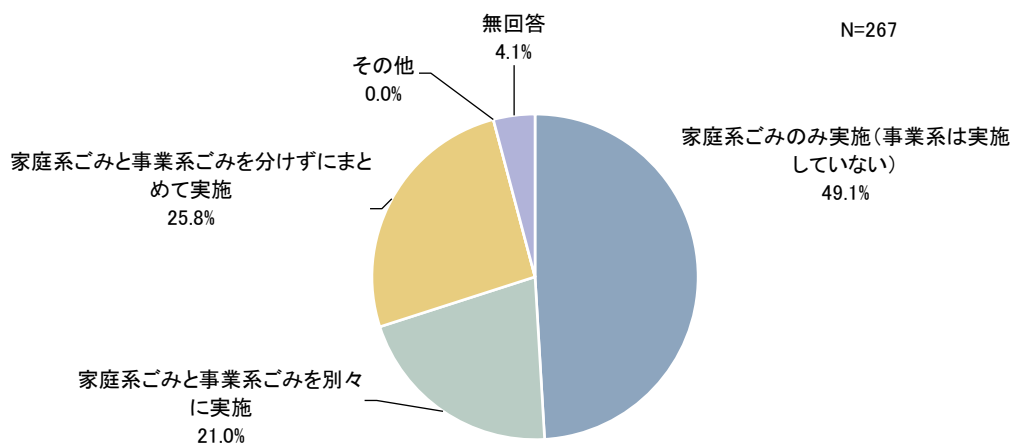
	件数	割合
1. 考慮している	14	12.1%
2. 考慮していない	102	87.9%
合計	116	100.0%

(4) 組成調査の実施方法

(3)で「3. 組成調査のデータをもとに（食品廃棄物の総量を）推計」と回答した市区町村（(3)の回答3、n=267）に対し、組成調査における調査対象や調査方法等について伺った。

組成調査の対象としては、「1. 家庭系ごみのみ実施（事業系は実施していない）」が131件（49.1%）と最も多く、次いで「3. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて実施」が69件（25.8%）であった。

図表 13 調査対象の家庭系・事業系の別

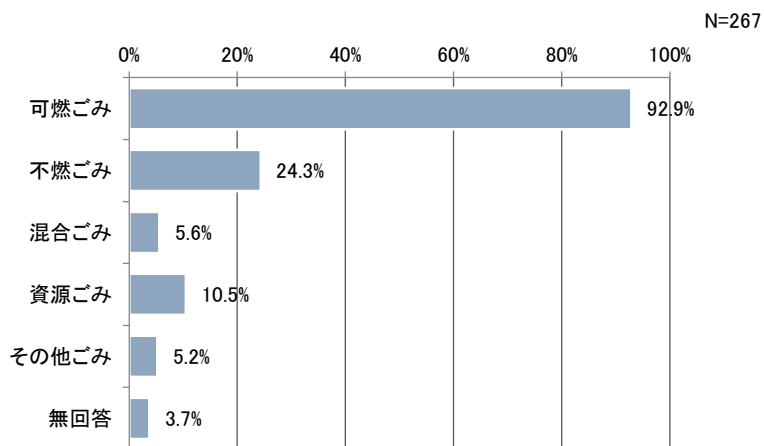


図表 14 調査対象の家庭系・事業系の別

	件数	割合
1. 家庭系ごみのみ実施（事業系は実施していない）	131	49.1%
2. 家庭系ごみと事業系ごみを別々に実施	56	21.0%
3. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて実施	69	25.8%
4. その他	0	0.0%
無回答	11	4.1%
合計	267	100.0%

また、(3)の組成調査の対象とする収集区分は、「1. 可燃ごみ」を対象としている市区町村が 248 件 (92.9%) と最も多く、次いで、「2. 不燃ごみ」が 65 件 (24.3%)、「4. 資源ごみ」が 28 件 (10.5%) であった。

図表 15 調査対象の収集区分（複数回答）



図表 16 調査対象の収集区分（複数回答）

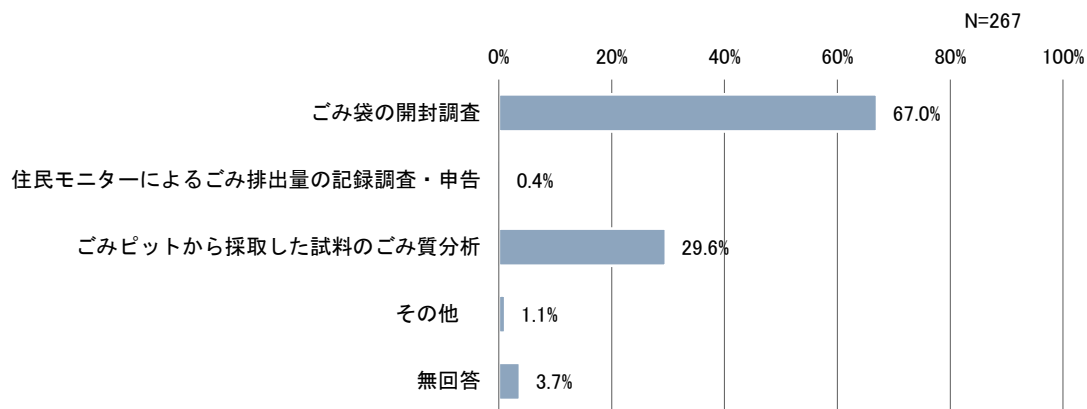
	件数	割合
1. 可燃ごみ	248	92.9%
2. 不燃ごみ	65	24.3%
3. 混合ごみ	15	5.6%
4. 資源ごみ	28	10.5%
5. その他ごみ	14	5.2%
無回答	10	3.7%
回答市区町村数	267	—

(注) 複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

(3)の組成調査の調査方法は、「1. ごみ袋の開封調査」が 179 件（67.0%）と最も多く、「3. ごみピットから採取した試料のごみ質分析」が 79 件（29.6%）であった。

「その他」の内容は、「可燃ごみは一定量のごみ袋を開封調査し、不燃ごみは特定の集積場に排出された廃棄物の全量調査を実施している」等であった。

図表 17 組成調査の調査方法（複数回答）



図表 18 組成調査の調査方法（複数回答）

	件数	割合
1. ごみ袋の開封調査	179	67.0%
2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告	1	0.4%
3. ごみピットから採取した試料のごみ質分析	79	29.6%
4. その他	3	1.1%
無回答	10	3.7%
回答市区町村数	267	—

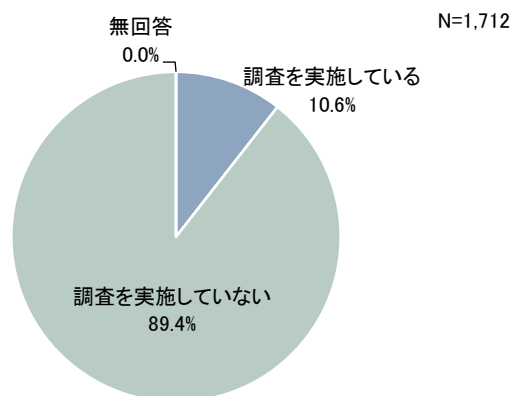
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

(5) 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無については、「1. 調査を実施している」が、181 件（10.6%）であった。なお、食品ロス量の調査を実施している市区町村の合計人口は約 5,321 万人であり、日本の人口の約 4 割（42.4%）に相当した。

「1. 調査を実施している」と回答した割合を人口規模別にみると、50 万人以上で 74%、10 万人以上で 33%、5 万人以上で 12%、5 万人未満は 4%であった。

図表 19 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無



図表 20 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無

	件数	割合
1. 調査を実施している	181	10.6%
2. 調査を実施していない	1,531	89.4%
無回答	0	0.0%
合計	1,712	100.0%

図表 21 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無

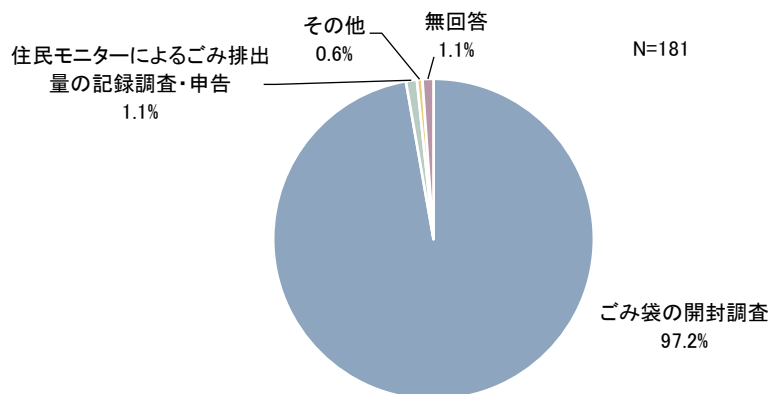
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 調査を実施している	26 (74)	82 (33)	30 (12)	43 (4)	181
2. 調査を実施していない	9 (26)	164 (67)	211 (88)	1,147 (96)	1,531
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

(6) 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施方法及び結果

(5)で家庭から排出された食品ロス量の「1. 調査を実施している」と回答した市区町村 (n=181) に対し、調査の実施方法を伺った。「1. ごみ袋の開封調査」は 176 件 (97.2%) と最も多く、「2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告」は 2 件 (1.1%) であった。

「その他」の内容は、「一部事務組合実施のごみ質検査の結果より試算」であった。

図表 22 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

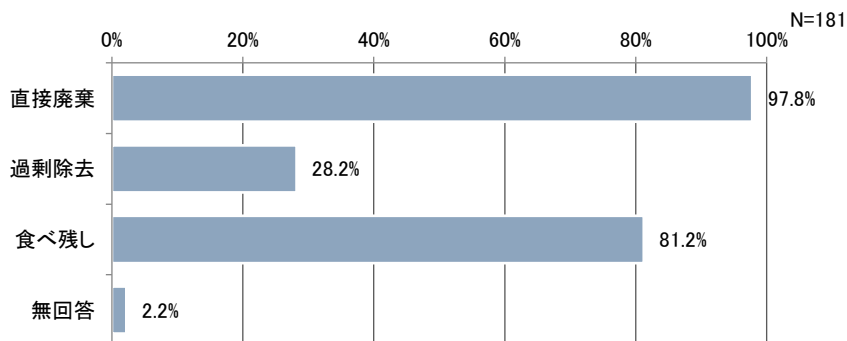


図表 23 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

	件数	割合
1. ごみ袋の開封調査	176	97.2%
2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告	2	1.1%
3. その他	1	0.6%
無回答	2	1.1%
合計	181	100.0%

調査対象（食品ロスの内訳）としては、「1. 直接廃棄」を調査対象としている市区町村が 177 件 (97.8%) と最も多い。次いで「3. 食べ残し」が 147 件 (81.2%)、「2. 過剰除去」が 51 件 (28.2%) であった。

図表 24 調査対象（食品ロスの内訳）（複数回答）



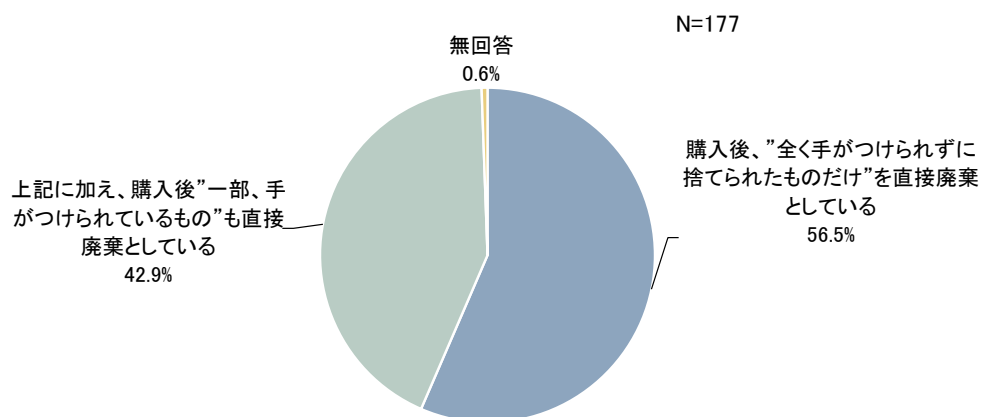
図表 25 調査対象（食品ロスの内訳）（複数回答）

	件数	割合
1. 直接廃棄	177	97.8%
2. 過剰除去	51	28.2%
3. 食べ残し	147	81.2%
無回答	4	2.2%
回答市区町村数	181	—

(注) 過剰除去と食べ残しを合わせて調査している等、2つの区分を合わせて実施している場合も含まれる。
(注) 複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

直接廃棄を調査対象としている市区町村(n=177) に対し、その対象範囲を伺った。「1. 購入後、“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている」は 100 件（56.5%）であった。「2. 上記に加え、購入後“一部、手がつけられているもの”も直接廃棄としている」は 76 件（42.9%）であった。“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている場合は、“全く手がつけられずに捨てられたもの”と“一部、手がつけられているもの”を合わせて直接廃棄としている場合に比べて、直接廃棄の発生量が過小評価されている可能性がある。

図表 26 直接廃棄の対象範囲



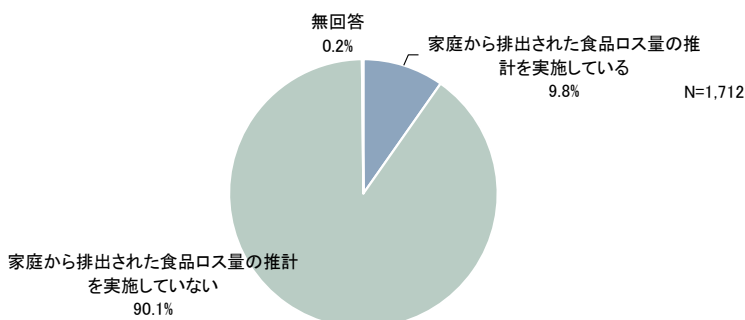
図表 27 直接廃棄の対象範囲

	件数	割合
1. 購入後、“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている	100	56.5%
2. 上記に加え、購入後“一部、手がつけられているもの”も直接廃棄としている	76	42.9%
無回答	1	0.6%
合計	177	100.0%

(7) 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無について伺ったところ、「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している」が 167 件（9.8%）であった。また、食品ロス量の推計を実施している市区町村の合計人口は約 5,490 万人であり、日本の人口の約 4 割（43.7%）に相当した²。

図表 28 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無



図表 29 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	件数	割合
1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している	167	9.8%
2. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施していない	1,542	90.1%
無回答	3	0.2%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している」と回答した割合を人口規模別にみると、50 万人以上で 77%、10 万人以上で 35%、5 万人以上で 10%、5 万人未満は 3%であった。

図表 30 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している	27 (77)	86 (35)	24 (10)	30 (3)	167
2. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施していない	8 (23)	160 (65)	217 (90)	1,157 (97)	1,542
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3

² 本結果は食品ロス量（または割合）の調査を実施している市区町村（（5）参照。181 件調査、約 5,321 万人に相当）とは一致しない。一部の市区町村では「1.（食品ロス量の）調査を実施している（（5）参照）」が、「2. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施していない（本設問）」という回答であり、調査結果を用いて食品ロス量の算出までは未実施であると考えられる。また、「2.（食品ロス量の）調査を実施していない（（5）参照）」が、「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している（本設問）」市区町村も一部あった。これらは過年度の食品ロス量の調査結果の割合を、令和 5 年度の家庭系ごみ量に乗算する等により、令和 5 年度の食品ロス量を推計している。

(8) 家庭から排出された食品ロス量

(7)で「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している」と回答した市区町村（n=167）に対し、家庭から排出された食品ロス量について伺った。164 の市区町村から食品ロス量の回答があり、内訳として直接廃棄が 150 件、過剰除去が 35 件、食べ残し 129 件の回答であった。

図表 31 家庭から排出された食品ロス量の回答があった市区町村数

		回答数
食品ロス量		164
	直接廃棄	150
	過剰除去	35
	食べ残し	129

6. 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロスの発生量の推計

アンケート調査結果等を基に、令和5年度における家庭から排出される食品廃棄物と食品ロスの発生量について、全国推計を行った。

(1) 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計

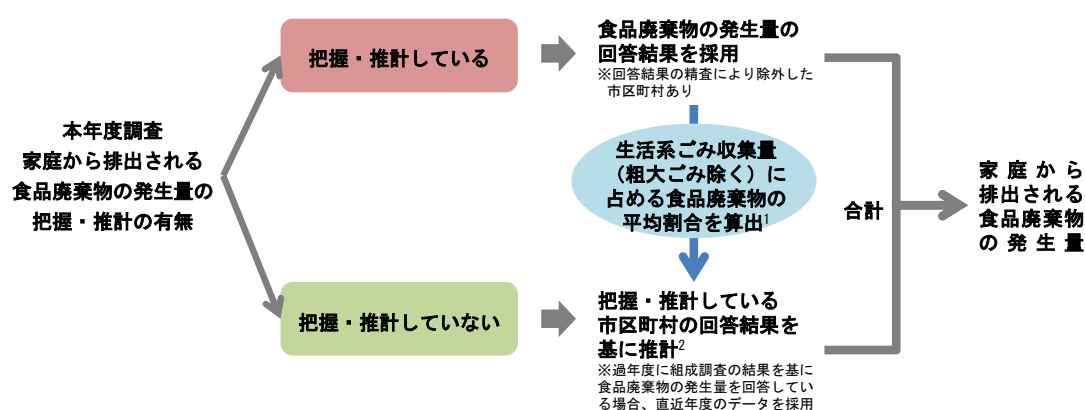
食品廃棄物の発生量の全国推計は、「家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村の回答」、及び「発生量を把握・推計していない市区町村における発生量の拡大推計値」を合計することで実施した。

ただし、食品廃棄物の発生量の把握・推計を行っていると回答した市区町村であっても、一部地域での食品廃棄物の分別収集や試行事業における収集量を基に発生量を回答している場合や、家庭系ごみと事業系ごみを分けずに実施した組成調査を基に回答している場合、他の市区町村の組成結果等を用いて算出している場合がある。以上に該当する場合、実際の食品廃棄物の発生量を過小または過大に評価している可能性、市区町村の実態を反映していない可能性があるため、回答結果を食品廃棄物の発生量として扱うことは適当でないと考えられる。

これらの点を踏まえ、各市区町村の家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計の状況を7区分に分類し（図表33）、食品廃棄物の発生量の推計方法が妥当と考えられる1～3に該当する市区町村については回答結果を使用した。

4～6に該当する市区町村、及び把握・推計を行っていない市区町村（7）については、把握・推計していると回答した市区町村のうち、組成調査の結果をもとに把握・推計している市区町村の回答を基に、生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の平均割合を求め、各市区町村における生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に乗算することで、食品廃棄物の発生量を推計した。

図表 32 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の推計方法



1) 「食品廃棄物の発生量を把握・推計している」と回答した市町村のうち、組成調査の結果を基に推計しているデータ、及び「食品廃棄物の発生量を把握・推計していない」と回答した市町村のうち、過年度調査において組成調査の結果を基に回答されたデータがある場合は直近年度の値を用いて、市区町村ごとに「生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の割合」を算出した。その上で、全体の平均割合を算出した（単純平均）。生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）は、令和5年度一般廃棄物処理実態調査の結果を用いた。

2) 食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村（過年度に組成調査の結果を基に回答している市区町村を除く）について、各市区町村の生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に、1)で算出した「生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の割合」の平均割合（単純平均）を乗算し、食品廃棄物の発生量を推計した。生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）は、令和5年度一般廃棄物処理実態調査の結果を用いた。

図表 33 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計状況の区分

推計区分		市区町村数		人口 (千人)
① 回答結果 を使用	1：食品廃棄物を全域で分別収集	117	535	83,067
	2：組成調査（家庭のみ）から推計	395		
	3：一部地域の収集量から拡大推計/一部地域の収集量と組成調査の結果から推計	23		
② ①の2を 基に推計	4：一部地域の収集量のみを記載	9	1,206	42,002
	5：組成調査（家庭系と事業系の区別なし）から推計	68		
	6：その他（他の市区町村の組成結果等から推計/数値が過小・過大）	9		
	7：把握・推計を行っていない、回答なし	1,120		

図表 34 生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合

	令和5年度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	395
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合（単純平均）	30.3%

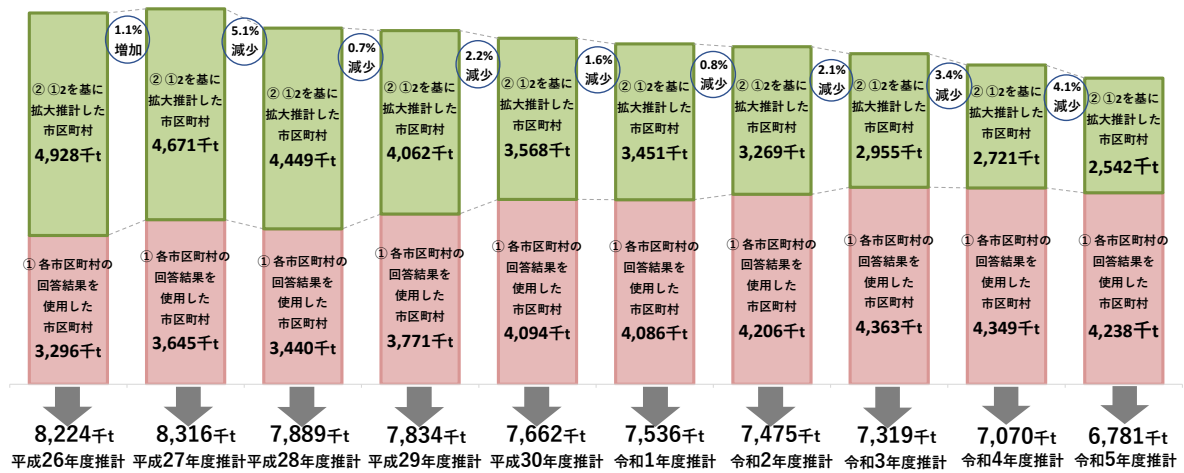
推計の結果、令和5年度においては、①食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村における食品廃棄物の発生量が「4,238 千 t」（535 市区町村）、②食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村における食品廃棄物の発生量が「2,542 千 t」（1,206 市区町村）であり、全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量は「6,781 千 t」と推計された。令和4年度の推計結果（7,070 千 t）と比較すると、4.1%減少した。

図表 35 生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合の推移

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	129	139	152	186	200	229	274
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合（単純平均）	32.0%	32.0%	30.8%	31.8%	30.7%	31.5%	30.9%

	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	289	315	345	375	395
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合（単純平均）	30.8%	29.8%	30.0%	29.7%	30.3%

図表 36 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の推計結果と推移
(平成26年度～令和5年度)

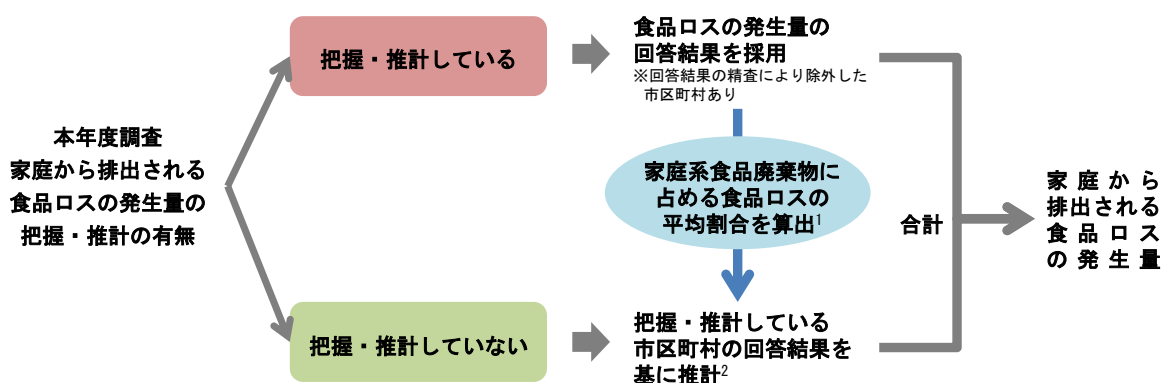


(2) 家庭から排出される食品ロスの発生量の全国推計

食品ロスの発生量の全国推計は、「家庭から排出される食品ロスの発生量を把握・推計している市区町村の回答」、及び「発生量を把握・推計していない市区町村における発生量の拡大推計値」を合計することで実施した。

なお、食品ロスの区分（直接廃棄³、過剰除去⁴、食べ残し⁵）のうち、一部の発生量のみ推計している場合や、内訳が不明な市区町村が多かったため、本推計では食品ロスの区分それぞれについて発生量を推計することとした。

図表 37 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計方法



1) 「食品ロスの発生量を把握・推計している」と回答した市区町村のうち、組成調査の結果を基に推計しており、推計方法が明確で妥当と考えられるデータ（＝食品ロスの発生量の回答結果として採用したデータ）を用いて、市区町村ごとに、「食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの割合」をそれぞれ算出した。また、「食品ロスの発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村のうち、過年度調査にて食品ロスの発生量の回答結果が推計に用いられた場合は、直近年度のデータを用いて同割合を算出した。その上で、両者を用いて全体の平均割合を算出した（単純平均）。

2) 「食品ロスの発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村について、上記で推計した食品廃棄物の発生量に、1) で算出した「食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの割合」の平均割合（単純平均）を乗算し、食品ロスの発生量を推計した。

まず、「食品ロスの発生量の把握・推計を行っている」と回答した市区町村については、把握・推計方法を精査し、国が公表するデータや他の市区町村のデータ（農林水産省「食品ロス統計」、他の市区町村の組成調査結果等）を用いて推計している場合、不可食部である調理残さ等を含めた推計を行っている場合を除いた上で、回答された発生量（＝各市区町村の推計結果）を用いた。除外された市区町村については、「食品ロスの発生量の把握・推計を行っていない」と回答した市区町村と合わせて、拡大推計の対象とした。

³ 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの

⁴ 調理時にだいの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

⁵ 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

図表 38 推計方法別市区町村数

	①各市区町村による推計 結果を使用	②拡大推計	合計
直接廃棄	144	1,597	1,741
過剰除去	20	1,721	1,741
食べ残し	121	1,620	1,741

拡大推計の対象とした市区町村については、「2.1 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計」で推計した食品廃棄物の発生量に、家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの平均割合を乗算することで求めた。

平均割合は、食品ロスの発生量の回答を使用した市区町村、及びこれらの市区町村以外で、過去調査（平成 25 年度から令和 4 年度）において回答を推計に用いた市区町村のデータから算出した（単純平均、図表 39）。家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合の推移は、図表 40 のとおりである。なお、調査結果は正規分布に従うと仮定し、平均値との差分が標準偏差の 2 倍以上である回答は、外れ値として除外した。

図表 39 食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

	市区町村数	食品廃棄物に占める食品ロス 量の割合（単純平均）
直接廃棄	283	15.0%
過剰除去	38	5.3%
食べ残し	221	13.2%
合計		33.5%

図表 40 食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
直接廃棄	12.4%	12.1%	10.4%	9.9%	10.8%	12.5%	12.6%
過剰除去	10.1%	10.7%	11.1%	10.7%	11.4%	8.3%	7.4%
食べ残し	12.3%	11.8%	12.4%	13.4%	13.4%	14.1%	15.1%
合計	34.8%	34.6%	34.0%	34.0%	35.6%	34.9%	35.2%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直接廃棄	14.1%	14.4%	15.0%	14.9%	15.0%
過剰除去	5.0%	4.4%	4.6%	4.6%	5.3%
食べ残し	14.4%	13.6%	13.7%	13.5%	13.2%
合計	33.5%	32.4%	33.2%	33.0%	33.5%

（注）「合計」の値は、拡大推計に用いた「直接廃棄」「過剰除去」「食べ残し」の割合を足しあげたものであり、最終的な全国推計結果における食品廃棄物の発生量に占める食品ロス量の割合とは異なる点に留意。

推計の結果、令和5年度においては、直接廃棄が「1,002千t」、過剰除去が「362千t」、食べ残しが「966千t」で、食品ロスの発生量は合計で2,330千tと推計された。令和4年度の食品ロス量(2,356千t)と比較すると、1.1%減少していた。

図表 41 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計結果

	①各市区町村の推計結果を使用		②拡大推計				食品ロスの発生量合計値 (千t/年)
	市区町村の数	食品ロスの発生量 (千t/年)	市区町村の数	食品廃棄物の発生量 (千t/年)	食品ロスの割合 (%)	食品ロスの発生量 (千t/年)	
直接廃棄	144	358	1,597	4,280	15.0%	643	1,002
過剰除去	20	35	1,721	6,221	5.3%	328	362
食べ残し	121	369	1,620	4,531	13.2%	597	966
合計	-	762	-	-	-	1,567	2,330

(注) 小数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない。

図表 42 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計結果と推移
(平成26年度～令和5年度)

